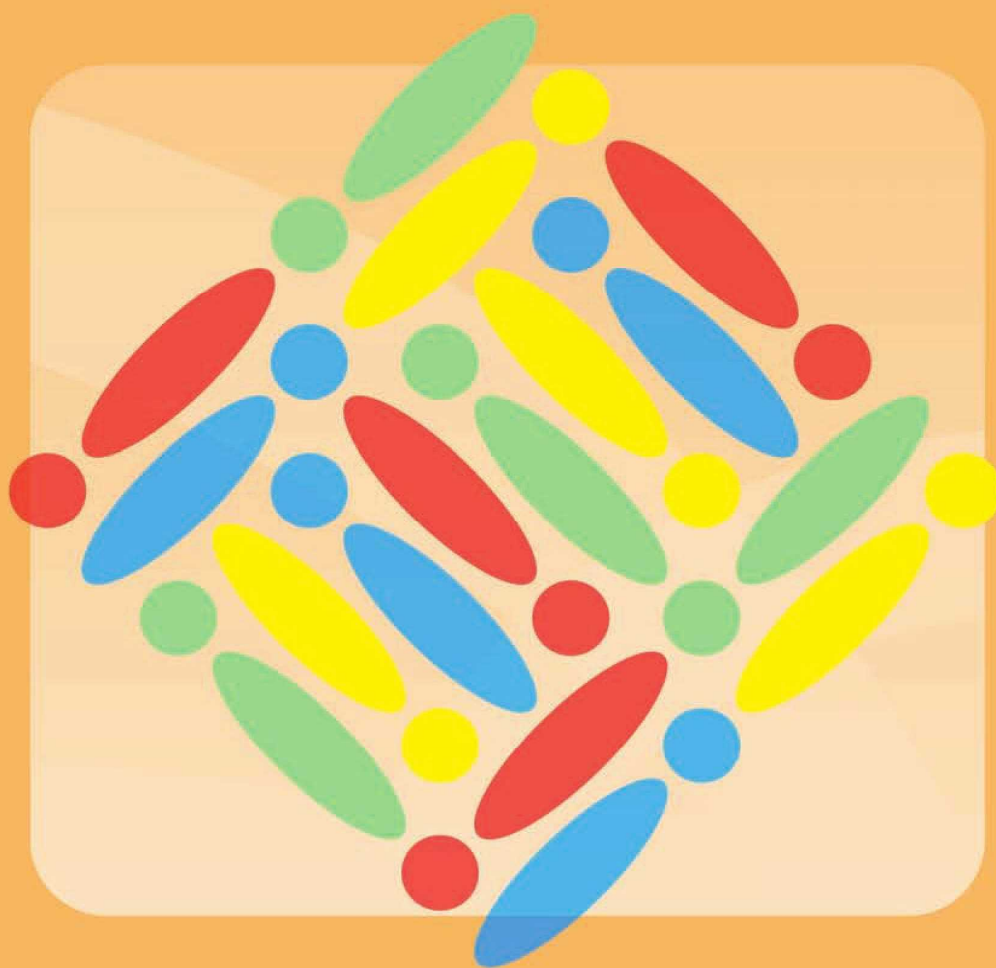


中国残留邦人等の方々への 支援給付のしおり



厚生労働省 社会・援護局

平成26年10月 改定

目 次

1	支援制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	支援給付の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	支援給付とは・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	支援給付を受けている方（受けようとする方）に お願いする届出など・・・・・・・・・・	10
5	こんなときは・・・・・・・・・・・・・・・・	14
6	その他の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・	17
7	配偶者支援金について・・・・・・・・・・	18
8	疑問や相談があるとき・・・・・・・・・・	20
9	地域社会における生活支援などのご案内・・・	21
10	中国帰国者支援・交流センターについて・・・	22
○	中国帰国者支援・交流センターの連絡先・・・	23

1 支援制度について

◆ 中国残留邦人等の方々の特別な事情

中国残留邦人等の方々は、戦後の混乱による肉親との離別などで日本に引き揚げる機会を失い、中国、樺太(からふと)、ロシアなどの旧ソ連地域に長い期間残留を余儀(よぎ)なくされた日本人の方々です。

ようやく日本に帰国されたときには、すでに年齢を重ね中高年となっていました。日本の教育も受けることができず、日本語の習得には大変な困難がありました。言葉が不自由なため就労も思うようにはいかず、安定した職も得られないことが少なくありませんでした。

また、戦後の高度経済成長期に国外にいたことにより、他の日本人の方々とは異なり、その恩恵を受けることができませんでした。

このため、帰国後も懸命な努力をしてもなお老後の備えが不十分で、多くの方々は生活保護にたよって生活をされており、また、言葉が不自由なため地域社会にとけ込めないなどのご苦労がありました。

◆ 現在の支援策

このような事情を背景に、従来の支援策を改善し、現在の支援策を実施するための法律（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」）が、平成19年の臨時国会で衆議院・参議院とも全会一致により成立し、平成20年4月から支援が開始されました。

◆ 配偶者支援金の支給

さらに、平成25年の臨時国会において同法が改正され、平成26年10月から特定配偶者に対する支援（亡くなられた中国残留邦人等の方の特定配偶者に対する配偶者支援金の支給）が開始されました。

（P. 18参照）

◆ 支援策

☆平成20年4月から開始された支援

- ① 国が保険料を負担して納付することにより、満額の老齢基礎年金等を支給
- ② 満額の老齢基礎年金等の支給を受けてもなお生活の安定が図れない場合、従来の生活保護に代わり支援給付を支給

☆平成26年10月から開始された支援

中国残留邦人等の方が亡くなられた後に、支援給付を受けている特定配偶者に対して、配偶者支援金を支給

☆ 特定配偶者とは ☆

特定配偶者とは、中国残留邦人等の方が永住帰国する前から継続して中国残留邦人等の配偶者*である方をいいます

※ 婚姻の届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。



2 支援給付の目的

支援給付は、中国残留邦人等ご本人とその特定配偶者の生活の安定を目的として、その世帯の必要に応じて生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援などを行うことにより、安心して生活していただくための制度です。

支援給付の仕組みは、法律により生活保護の例によることとされていますが、支援給付は、次のように生活保護とは大きく異なる取扱いがなされている、独自の制度となっています。

- (例) ・ご本人の老齢基礎年金については、満額相当額までは収入として認定されない
- ・一定の金額までは預貯金などの保有が可能
 - ・親族訪問や墓参などで中国などへ渡航する場合、原則2ヵ月程度の渡航期間であれば支援給付を継続支給 など

また、その実施にあたっては、中国残留邦人等の方々の特別な事情に配慮して、中国語等のできる「支援・相談員」(P. 20参照)を配置するなど、懇切丁寧(こんせつていねい)に行っています。

(参考)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」

第14条第5項

支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情にかんがみ、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

3 支 援 給 付 と は

◆ 支援給付の対象となる方々

支援給付の対象となる方々は法律に基づき以下のように定められています。

なお、支援給付を受けるためにはあなたの居住地の市役所・区役所・町村役場や福祉事務所などの支援給付の実施機関（以下「実施機関」といいます。）への申請が必要となります。（P. 10参照）

～対象となる方の要件～

- (1) 「満額の老齢基礎年金等の支給」の対象となる方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方

【注1】「満額の老齢基礎年金等の支給の対象となる方」には、60歳以上65歳未満で、まだ老齢基礎年金を受給していない方も含まれます。

【注2】平成20年4月1日以後に支援給付を受給中の中国残留邦人等ご本人が死亡した場合は、配偶者が引き続き支援給付を受けることができます。

- (2) 平成20年4月1日前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で、生活保護を受給していた方

「満額の老齢基礎年金等の支給」の対象となる方

次の要件のすべてに該当する中国残留邦人等の方々となります。

- ① 明治44（1911）年4月2日以後に生まれた方

- ② 昭和21（1946）年12月31日以前に生まれた方

昭和22（1947）年1月1日以後に生まれ、昭和21（1946）年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情のあるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます。

- ③ 永住帰国した日から引き続き1年以上日本国内に住所のある方

- ④ 昭和36（1961）年4月1日以後に初めて永住帰国した方

※「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の支給を受けるためには、厚生労働省への申請が必要となります。

◆ 支援給付の対象とならない配偶者

以下のような配偶者は、支援給付を受けられません。

- 1 平成26年10月1日に、支援給付を受けていない配偶者（特定配偶者を除く）
- 2 中国残留邦人等と婚姻した日が、平成26年10月1日以後である配偶者
- 3 中国残留邦人等が死亡し、別の中国残留邦人等と再婚した配偶者で、再婚した日が平成26年10月1日以後である場合
- 4 平成26年10月1日より前に中国残留邦人等と離婚して、その後同じ中国残留邦人等と復縁した配偶者で、復縁した日が平成26年10月1日以後である場合
- 5 中国残留邦人等が死亡し、中国残留邦人等以外の者と再婚した配偶者



◆ 支援給付の額

支援給付費は一緒に生活している世帯全員の収入（子ども世帯と同居していれば子ども世帯の収入も含まれます）から一定額を除いた額と、国が地域ごとに定めた「生活費の基準（最低生活費）」の額とを比べ、「生活費の基準」で定められた額よりも世帯全員の収入から一定額を除いた額が少ない場合に支給されます。

支援給付費は、「生活費の基準」で定められた額に足りない額となります。このため、支援給付費が「生活費の基準」で定められた額より少ない場合や支給が受けられない場合があります。

＜「生活費の基準」で定められた額とは＞

国で地域ごとに定めた「生活費の基準」による1ヵ月の生活費をいいます。

この額は、世帯の人数や年齢及び必要な支援により計算されます。

＜収入とは＞

世帯（同居する子ども世帯を含む）全員の働いて得た収入、年金や手当など他の法律により支給される金銭、親族からの援助、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入の全部を合計したものです。

支援給付費の算定に当たって、以下の収入については収入認定から除くこととなっています。すなわち、以下の収入の額は支援給付費から引かれず手元に残ることになります。

- 中国残留邦人等ご本人の満額の老齢基礎年金の月額に相当する公的年金の収入
- 中国残留邦人等ご本人の満額の老齢基礎年金の月額を超える公的年金の収入の3割
- 中国残留邦人等が亡くなられた後、残された配偶者が受ける配偶者支援金
- 中国残留邦人等ご本人とその配偶者の公的年金以外の収入のおおむね3割

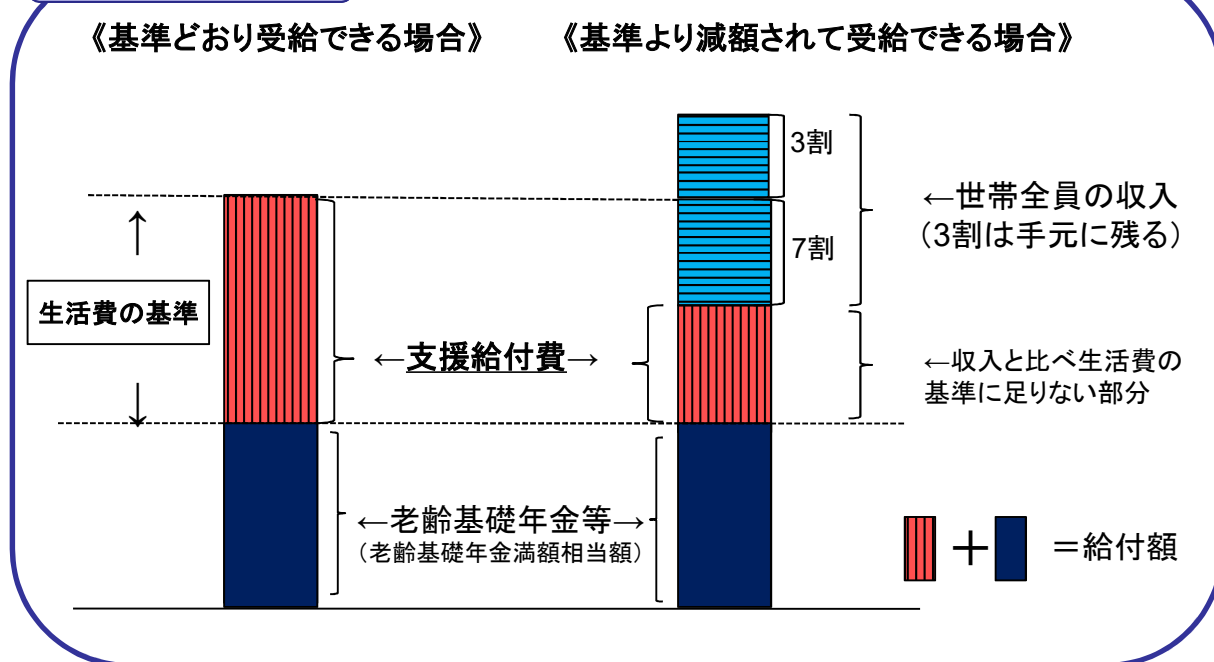
～基準どおりの支援給付が受けられる場合～

中国残留邦人等ご本人の満額の老齢基礎年金等以外に世帯全員に収入のない場合は、「生活費の基準」で定められた額の満額が支給されます。

～基準より減額された支援給付が受けられる場合～

ご本人の満額の老齢基礎年金等以外に、勤労収入、厚生年金など世帯員の収入がある場合は、「生活費の基準」で定められた額から、世帯全員の収入から一定額を除いた額を引いた残りの額が支援給付として支給されます。

イメージ図(月額)



☆ 子ども世帯と同居している（同居を検討している）方へ

支援給付制度は、子ども世帯の収入認定の方法について、子ども世帯に一定の収入があっても同居しながら支援給付を受給できるよう配慮した計算方法をとっております。

子ども世帯と同居している方で支援給付を受けていない方、あるいはこれから同居を考えている方は、実施機関にご相談ください。

(P. 11 参照)

～支援給付を受けられない場合～

以下のような場合には支援給付を受けられないことがあります。

1 十分な収入がある場合

ご本人や配偶者の年金や就労収入、財産収入等が生活費の基準を上回る場合

2 十分な資産を所有している場合

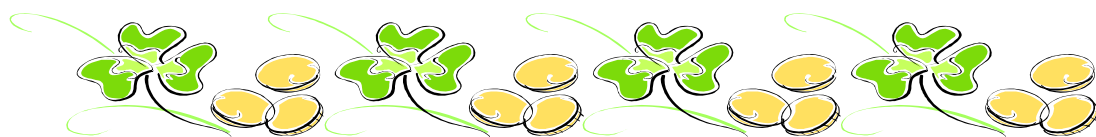
預貯金や貯蓄型の生命保険、不動産など資産をお持ちの方については、その額や、処分した場合の価値にもよりますが、支援給付を受けられない場合があります（保有限度は、現金及び預貯金の額で、約500万円が目安）。支援給付の支給にあたっては、その資産をまず生活の安定に役立てていただくことが原則になるからです。

なお、不動産については、お住まいに活用されている場合や、お子様が所有している場合など、処分せずに支援給付が受けられることがありますので、実施機関にご相談ください。

3 他の制度の利用やご親族の経済的な援助がある場合

雇用保険や障害者自立支援など他の制度を利用できるときや、ご親族が経済的援助を申し出ているようなときなど、支援給付によらずに収入を得られる場合には、まず他の制度や援助を受けることが優先されます。

※ いずれの場合でも、詳細は実施機関にご相談ください。



◆ 支援給付の種類

支援給付には次のような種類があり、支給を受ける世帯の必要に応じて、以下の各支援給付を組み合わせることで支援給付費が支給されます。

- **生活支援給付** 日常生活に必要な食費や光熱水費、衣類などの費用

※ 以下のような事情等により額が変わることがあります。
(例) ◎65歳になったとき・・・介護保険料分の加算がつきます。
 ◎70歳になったとき・・・年齢に応じた減額があります。
 ◎11月から3月まで・・・冬期加算がつきます。
 ◎12月 ・・・期末一時支援給付がつきます。
- **住宅支援給付** 家賃など住居に関する費用
 (一定の限度があります。)
- **医療支援給付** 病院などの医療機関における必要診療費や
 通院費(診療費については実施機関が医療
 機関に支払います。)
- **介護支援給付** 介護保険の給付対象となるサービスを受け
 るのに必要な費用
- **出産支援給付** 出産のための費用
- **生業支援給付** 小規模な事業を始めるための費用
 手に職をつけるための技能習得費用
- **葬祭支援給付** 葬式のための費用
 (他に葬祭を行う遺族がいる場合には、給付
 を受けることができません。)

※ご本人が受けられる支援給付については支給決定(変更)通知書をご覧ください。(P. 13に通知書貼付欄あり)

4 支援給付を受けている方(受けようとする方)に お願いする届出など

◆ 支援給付の窓口

支援給付の窓口は、あなたの居住地の市役所・区役所・町村役場
や福祉事務所などの支援給付の実施機関になります。

☆あなたの実施機関の連絡先は ⇨ 25ページをご覧ください。

◆ お願いする届出

1 収入の申告

(1) 新たに支援給付を受給する方の収入の申告

○農業収入、年金収入及び公的給付金等の収入がある方

直近の収入があった月の収入額を申告してください。

○上記以外の勤労収入、事業（自営）収入、仕送り等の収入が
ある方

直近月の収入の額を申告してください。

☆新たに支援給付を受給する方は、次の6月までは、収入が変動
するたびに申告を行ってください。

(2) 支援給付を受給中の方の収入の申告

基本的に年1回毎年6月に前年分（1月～12月）の収入を
収入申告書に記載し、収入金額を証する資料（各種源泉控除等
の内訳がわかる給与明細書、源泉徴収票、課税証明書、年金額
改定通知書、年金振込通知書等）を添付して提出してください。

○収入申告書に記載する収入

- ・給料、ボーナス、退職金などの勤労収入
- ・農業や事業（自営）による収入
- ・年金、手当や公的給付金などの収入
- ・仕送りや財産収入
- ・慰謝料や保険金などの臨時的な収入 など

なお、収入申告をした後、例えば仕事を辞めてしまった場合など、どうしても現在受給中の支援給付では生活ができなくなってしまった場合には、実施機関にご相談ください。実施機関がやむを得ないと判断した時には、減少した収入に基づき支援給付の金額を変更することがあります。

ただし、この場合には、次の6月までの間、収入が増加する都度、申告の手続きを行ってください。

※ 年金の額が6月以外の月に変動した場合には、その都度届出を行ってください。

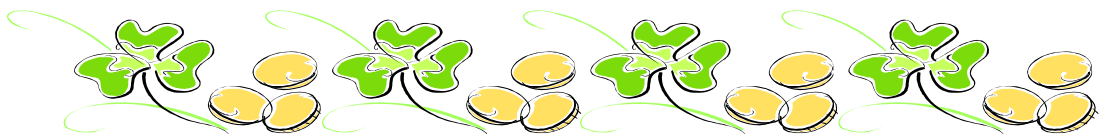
※ 臨時的に収入があった場合には、次の年の6月に収入申告をしていただくこととなり、次年度の支給額が少なくなる場合がありますので、当該月に臨時収入が入ったからといって消費することなく、計画的に消費するよう努めてください。

2 子ども世帯と同居している方は

同居している子ども世帯に収入がある場合には、その収入について毎年6月に前年1年分（1月～12月）の所得額を申告してください。

申告の際には、以下を添付してください。

- 各種源泉控除等の内訳がわかる給与明細書
- 源泉徴収票
- 課税証明書 など



3 その他の連絡または届出

以下のような場合には、実施機関に連絡または届出をお願いします。（まずは電話でご連絡ください。）

- 親族訪問等のために中国や樺太等へ渡航するとき
- 病気やケガで初めて通院するとき
- 入院や退院をするとき、また、入院先が変わるとき
- 介護サービスを受けたいとき
- 介護施設又は社会福祉施設に入所や通所をするとき、また、入所先が変わるとき
- 同一世帯に変化があったとき（転入、転出、死亡など）
- 家賃が変わったとき
- 交通事故にあったとき、また、示談をするとき
- 仕事を始めたり、変わったり、辞めたりするとき
- その他、生活の様子が変わったとき



◆ 支援給付決定（変更）通知書について

支援給付決定（変更）通知書は、支援給付の開始、変更の都度、あなたに送られるものです。支援給付を受けられる方はそれぞれの事項について説明を受けてください。

● 支援給付決定（変更）通知書貼付欄

（通知書貼付欄）

5 こんなときは

◆ 病気やケガをしたとき

- 1 病院（診療所）や歯科診療所などを受診する場合は、受付窓口で「本人確認証」を見せることで受診できます。

ただし、受診する前に次の点にご注意ください。

- ① 病院等で受診する場合は、あらかじめ実施機関に電話などの方法により連絡を入れてから受診してください。
- ② 「本人確認証」は、実施機関で発行します。病院等を受診する際に必要となりますので、なくさないようご注意ください。
- ③ 受診できる病院等は、支援給付で指定されている病院等であれば、ご自身で選ぶことができますので、受診したい病院等があれば実施機関にお伝えください。

なお、指定されている病院等については実施機関へお尋ねください。

- 2 休日や夜間など、急に具合が悪くなったため、実施機関に連絡できない場合は、「本人確認証」を病院等の窓口で見せて受診してください。

その場合でも、必ず後で実施機関にご連絡ください。

- 3 近隣の病院等を受診する場合や、実施機関または受診している病院等から紹介された病院等を受診する場合は、事前に手続きをすることで通院費（交通費）が支給されます。

なお、遠隔地の病院等をご自分で希望して受診する場合は、通院費は支給されませんので、ご注意ください。詳しくは実施機関にご相談ください。

- 4 柔道整復、あん摩・マッサージ、はり、きゅうなどを受診する場合は条件がありますので、あらかじめ実施機関へご相談ください。
- 5 入院や退院をするとき、病気やけがが治って通院しなくなったときは、実施機関にご連絡ください。

◆ 介護サービスを利用するとき

介護サービスが必要となった場合は、要介護認定を受けた上で、在宅サービスや施設サービス等を利用することができます。

なお、要介護認定を受けるためには、認定のための調査などが必要となりますので、あらかじめ実施機関にご相談ください。

◆ 親族等が死亡したとき

親族等が死亡し、必要最小限度の葬祭を行えない場合は、葬祭支援給付が支給されます。葬祭支援給付の支給が必要となった場合は、葬祭の準備に取りかかる前に、速やかに実施機関にご連絡ください。

なお、他の親族が葬祭を行うことができる場合や事後の申請の場合、また、必要最小限度の額を超える葬祭を行った場合は、原則として支給できませんのでご注意ください。



◆ 親族訪問などのため中国や樺太などへ渡航するとき

親族訪問や墓参などのために中国や樺太などへ渡航する場合には、渡航前に実施機関へ渡航の目的、日程及び同行者などの届出（文書または電話連絡）を事前に行うことで、2ヵ月程度までは支援給付を停止されることなく渡航することができます。

また、帰国した際にも実施機関にご連絡ください。

なお、渡航後にやむを得ない事情により渡航期間が2ヵ月を超えてしまうような場合は、必ず実施機関にご連絡ください。

親族訪問や墓参、日中・日露の友好の架け橋となる国際交流への参加、またはこれらと同様の趣旨であると実施機関が認めた目的以外の目的での渡航や、やむを得ない理由もなく渡航期間が2ヵ月を超えてしまった場合などは、渡航にかかった費用（交通費や宿泊費）を収入として認定したり、支援給付を停止または廃止することがありますのでご注意ください。

※海外旅行保険等への加入

渡航期間中に急病等で通院や入院したときの医療費については、医療支援給付を支給できない場合がありますので、親族訪問や墓参などのために中国や樺太などへ渡航する場合には、必ず海外旅行保険等に参加してください。

◆ 通訳が必要なとき

病院などや介護施設を利用する場合や行政機関での手続きが必要な場合などで、周りに通訳を頼める方がいないときには、中国語などのできる自立支援通訳や支援・相談員などに通訳を依頼することができます。詳しくは実施機関にご相談ください。

◆ 相談や悩みごとがあるとき

実施機関に配置されている支援・相談員は、どうすればあなたの悩みごとが解決するかを一緒に考え、手助けします。

また、あなたのご家族の生活の様子などについてお聞きしたり、いろいろな相談に応じます。

何かありましたら、まずは実施機関へご連絡ください。

6 その他の留意点

◆ 非課税措置などについて

- 1 支援給付費に税金はかかりません。（非課税措置）
- 2 正当な理由がないのに、支援給付が止められたり、支援給付が減らされたりすることはありません。
- 3 支援給付または支援給付を受ける権利を、誰からも差し押さえられることはありません。

◆ 必要書類などの保管について

公共機関などから届いた書類は捨てずに保管しておき、提出すべき書類かどうか支援・相談員に確認を行ってください。

◆ 支援給付の返納が必要なとき

差し迫った事情のため、資力があるにもかかわらず支援給付を受けた場合や、様々な事情により、本来受け取るべき支援給付の支給額よりも多く支給されたような場合には、多く支給された部分について返していただく必要があります。

年金の受給額が変わったり、家賃の金額が変わったりした場合も、速やかに実施機関にご連絡ください。

事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で支援給付を受けたときには、支援給付費の返還のほか、法律により処罰されることがありますので、ありのままを届け出てください。



7 配偶者支援金について

◆ 中国残留邦人等の配偶者の方々の特別な事情

中国残留邦人等の配偶者の方々は、中国等の地域に長い期間残留を余儀(よぎ)なくされた中国残留邦人等の方を、中国等の地域において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、すでに年齢を重ね中高年となっており、日本語が不自由なため就労も思うようにはいかず、安定した職を得られず、老後の備えが不十分な方々が少なくありませんでした。

さらに、中国残留邦人等の方が亡くなった後の配偶者の方々は、日本の生活習慣に不慣れのため、支援給付だけでは日本で安定した老後の生活をするのが困難であるという特別な事情があります。

◆ 配偶者支援金の目的

配偶者支援金は、中国残留邦人等の方と長年にわたり労苦を共にしてきた永住帰国前からの配偶者の方に、中国残留邦人等の方が亡くなられた後も安定した生活をしていただくために支援給付に加えて、平成26年10月から支給を開始した制度です。

◆ 配偶者支援金の対象となる方

中国残留邦人等の方が亡くなられた後に、支援給付※1を受ける権利のある特定配偶者の方です。

特定配偶者とは、中国残留邦人等の方が永住帰国する前から継続して中国残留邦人等の配偶者※2である方をいいます。

※1 平成20年4月1日前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で、平成20年4月1日に生活保護を受けていたことにより支援給付に移行された方を含みます。

※2 婚姻の届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。

なお、配偶者支援金を受けるためには支援給付を行っている実施機関への申請が必要です。

◆ 配偶者支援金の申請に必要な書類

- 1 配偶者支援金支給申請書（実施機関の窓口にあります）
- 2 婚姻成立日が永住帰国日の前日以前で、継続して婚姻関係があったことを確認できる戸籍など

◆ 配偶者支援金の額

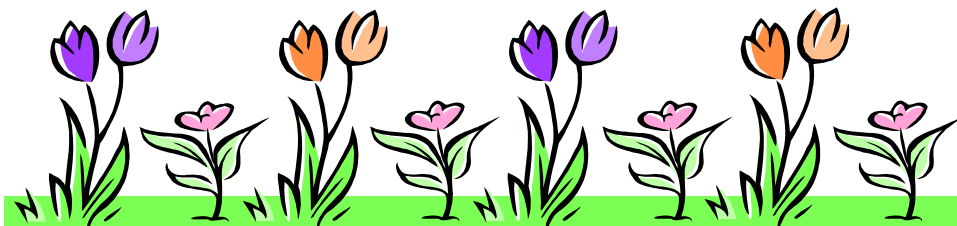
満額の老齢基礎年金の3分2相当額を支給します。

◆ 非課税措置など

- 1 配偶者支援金に税金はかかりません。（非課税措置）
- 2 配偶者支援金は、支援給付の収入認定の対象にはしません。

◇ 配偶者支援金の支給対象とならない場合

- ・ 支援給付の支給決定を受けずに配偶者支援金のみ受けることはできません。
- ・ 中国残留邦人等が亡くなった後に再婚された特定配偶者は、支援給付を受ける権利を喪失し、配偶者支援金を受けられません。
- ・ 中国残留邦人等と永住帰国前に結婚し共に帰国し、帰国後に離婚した方は、配偶者支援金を受けられません。
- ・ 中国残留邦人等と永住帰国前に結婚し共に帰国し、帰国後に離婚した方は、その後、復縁している方であっても、「継続して中国残留邦人等の配偶者」という要件に当てはまらないため、特定配偶者にはならず、配偶者支援金を受けることはできません。



8 疑問や相談があるとき

◆ 支援・相談員

実施機関には、中国残留邦人等の方々に理解が深く、中国語などができる支援・相談員を配置しております。

支援・相談員は、あなたの悩みなどの相談を受け付け、あなたと一緒に解決方法を考え、手助けします。

また、あなたのご家族の生活の様子などについてお聞きしたり、いろいろな相談に応じるため、お住まいを訪問することもあります。

お住まいを訪問する時はもちろん、わからないことや困っていることがあれば、いつでも実施機関においでいただくなど、遠慮なくご相談ください。

個人の秘密は堅く守りますので、安心してご相談ください。

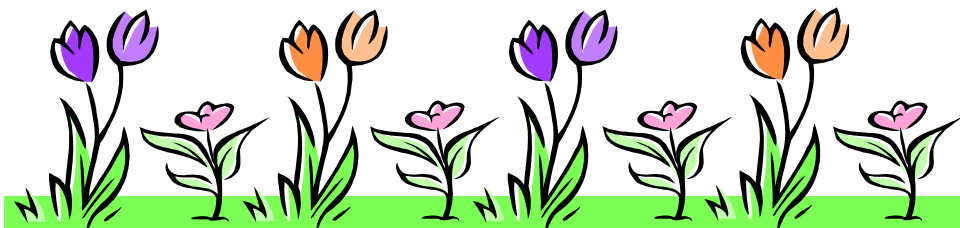
◆ 民生委員について

あなたのお住まいの地区には民生委員がいます。

民生委員は、あなたの身近にいて、困っている人の相談に乗ったり、助言する人です。

民生委員と支援・相談員は協力して、あなたの悩み事が解決できるように、自分たちの力で生活できるようにお手伝いします。

相談の内容など、個人の秘密は、堅く守ります。



9 地域社会における生活支援などのご案内

中国残留邦人等の方々とその家族が、地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、都道府県や市区町村が主体となって、身近な地域で日本語を学ぶ場や地域住民の方々と交流を深められる場の提供、といった支援を行っています。

このほか、中国残留邦人等の方々の日常生活上の相談、公共機関などのサービス利用時や医療機関受診時の通訳、就労のための相談及び健康相談などを行うため、自立支援通訳や就労相談員などを派遣し、地域において安心した生活が送れるよう支援を行っています。

◆ 主な事業

「身近な地域での日本語教育支援事業」

お住まいの周辺や地域において、日本語を学習する機会を提供するとともに、帰国者の多様なニーズに対応した学習の支援や助言を行っています。

「地域で実施する交流事業」

自治体や地域のボランティア団体などと協力して、気軽に参加できる交流事業などを行っています。

「自立支援通訳などの派遣及び巡回健康相談事業」

言葉の問題や生活習慣などの違いなどから、日常生活上の様々な困難を抱えている方に対し、

- ①日常生活上の相談や助言
- ②公的機関などのサービス利用時の通訳の派遣
- ③2世・3世への就労相談
- ④医療や健康相談

などの支援を行っています。

※お住まいの地域で実際行われている事業については、市区町村の窓口や支援・相談員にお尋ねください。

10 中国帰国者支援・交流センターについて

中国残留邦人等の方々とその家族を支援する目的で、全国7カ所に「中国帰国者支援・交流センター」を設置しています。

同センターは、地域における支援の拠点施設として、学習進度やそれぞれのニーズに対応した日本語学習の支援や帰国者同士または地域住民の方々との交流事業、相談事業をはじめ、日本で生活していく上で必要となる様々な情報の提供などを行っています。

◆ 主な事業

「日本語教室の実施」

支援・交流センターでは進度別、目的別など通所者のニーズに合わせた日本語教育を行っています。

「交流事業」

地域の人たちやボランティア団体などとの交流を通じて、コミュニケーションの機会を提供する交流事業を行っています。

【交流事業の例】

- ・ 書道教室
- ・ 絵手紙講座
- ・ 太極拳教室 など

「相談事業」

日本語、就労など日常生活上の悩みや問題点を把握し、解決策を助言しています。

○ 中国帰国者支援・交流センターの連絡先

「北海道」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地
北海道社会福祉総合センター(かでの2・7)3階
電話 011-252-3411
対象となる地域：北海道全域

「東北」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目7番4号
宮城県社会福祉会館内
電話 022-263-0948
対象となる地域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

「首都圏」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒110-0015 東京都台東区東上野1丁目2番13号
カーニープレイス新御徒町6階
電話 03-5807-3171
対象となる地域：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野

「東海・北陸」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒461-0014 愛知県名古屋市東区槇木町1丁目19番地
日本棋院中部会館6階
電話 052-954-4070
対象となる地域：富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知

「近畿」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11番12号
電話 06-6361-6114
対象となる地域：三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

「中国・四国」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12番2号
広島県社会福祉会館内
電話 082-250-0210
対象となる地域：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

「九州」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ東棟4階
電話 092-589-6655
対象となる地域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※「首都圏」中国帰国者支援・交流センターのホームページで全センターの情報を提供しています。 <http://www.sien-center.or.jp>

支援・交流センター で 検索

[illegible]

支援給付の実施機関

住 所 :

電話番号 :

担 当 :